

# 大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金について

この補助金は、地域の防犯活動を支援するため、自主的に街頭防犯カメラを設置する自治会等に対し、その設置費用の一部を補助することにより、街頭犯罪などを未然に防止し、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを推進するための制度です。

## ●街頭防犯カメラとは？

継続的に設置する撮影装置で、撮影した映像を記録する装置及び記録した映像を表示する装置を備えたものをいいます。



## ●制度を利用できるのは？

- ①市内の一定の地域において、おおむね30以上の世帯により自主的に組織された団体又はその連合体（自治会、自治連合会など）
- ②建物の区分所有等に関する法律に規定する管理組合（マンション管理組合）

## ●対象となる経費は？

- ①街頭防犯カメラの設置に要する経費  
※地代及び占用料、予備の物品の購入費、物品借上料は除きます。
- ②街頭防犯カメラの維持管理に要する次に掲げる経費  
保守点検、修繕、電気料金等

## ●対象となる要件は？

- ①街頭防犯カメラの設置、管理又は運用に関し、「大阪狭山市街頭防犯カメラ設置基準」に適合する基準を定めていること
- ②街頭防犯カメラの設置に関し、他の補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないこと
- ③当該補助金の交付を受けた場合は、5年を経過していること
- ④地域などで合意が得られていること
- ⑤公共空間である道路等（敷地内道路は除く）が撮影範囲に含まれていること

## ●補助の内容は？

補助の種別	補助率	補助限度額
街頭防犯カメラの設置	1/2	1台につき 200,000円
街頭防犯カメラの維持管理	1/2	1台につき 50,000円

※予算に限りがありますので、交付申請額の合計が予算額を超えた場合は、交付決定額を調整させていただく場合があります。

## ●注意点

- ①補助金を申請する団体は、該当する地域で合意形成を図り、設置場所は事前に地域住民に周知してください。
- ②設置区域内の公共の用に供する場所で、見やすいところに、防犯カメラを設置

している旨の標識等を設置してください。

- ③道路等に設置する場合にあっては、あらかじめ道路管理者等の許可を得てください。
- ④撮影範囲として、マンション等共同住宅の内部、施設内道路を撮影している場合は対象となりません。

## ★申請先

直接又は郵送で危機管理室に提出

## ★提出書類

- ①大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②添付書類
  - 街頭防犯カメラの設置の場合
    - (1) 街頭防犯カメラ設置事業計画書（別紙1）
    - (2) 補助金交付申請額内訳書（別紙2）
    - (3) 団体の規約・会則等
    - (4) 団体の役員名簿又は会員・委員名簿
    - (5) 街頭防犯カメラ設置が自治会等の総意であることを証する書類等
    - (6) 街頭防犯カメラ設置基準（案）
    - (7) 街頭防犯カメラ配置予定図
    - (8) 街頭防犯カメラ設置費見積書
    - (9) 街頭防犯カメラの仕様書
    - (10) その他市長が必要と認める書類
  - 街頭防犯カメラの維持管理の場合
    - (1) 補助金交付申請額内訳書（別紙2）
    - (2) 街頭防犯カメラ配置図
    - (3) 契約書の写し（保守点検を行う場合）
    - (4) 見積書（修繕を行う場合）
    - (5) その他市長が必要と認める書類



大阪狭山市 危機管理室

〒589-8501 大阪狭山市狭山1丁目2384番地の1

TEL：072-366-0011

FAX：072-367-1254

Eメール：[kikikanri@city.osakasayama.osaka.jp](mailto:kikikanri@city.osakasayama.osaka.jp)